

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和2年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき県が交付する身体障害者手帳に関して、申請書・変更届けの受理、変更事項の記載、県への進達、交付された手帳の受け渡し、返還届受理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ・身体障害者手帳交付(再交付)申請書、変更届、返還届の受理 ・受理した書類の県への進達 ・手帳情報確認 ・更生指導台帳の整備 ・転入転出等に伴う台帳移管に必要な各種情報の照会
③システムの名称	GPRIME福祉総合
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳所持者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第1項および別表第一の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第十一条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい療育支援課
②所属長の役職名	障がい療育支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部障がい療育支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1145
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障がい療育支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1145

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表一の11	番号法第九条第1項および別表第一の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第十一条	事後	
平成28年9月12日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表二 (情報提供の根拠) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116項 (情報照会の根拠) なし	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第十二条、二十条、二十一条、二十二条、二十八条、二十九条、三十条、三十一条、四十二条、五十三条 (情報照会の根拠) なし(情報提供ネットワークによる情報照会を行わない)	事後	
平成28年9月12日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年8月15日 時点	事後	
平成28年9月12日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年8月15日 時点	事後	
平成29年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第十二条、二十条、二十一条、二十二条、二十八条、二十九条、三十条、三十一条、四十二条、五十三条 (情報照会の根拠) なし(情報提供ネットワークによる情報照会を行わない)	(削除)	事後	
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	介護障害支援課長 佐野 俊寿	介護障害支援課長 角田 好和	事後	

